

■事業所数の数え方（参考）

1 業務管理体制整備の根拠法令により5つの区分に分けます。

「区分一覧」

	施設・事業所の種別	業務管理体制整備の根拠法令
B	指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設	障害者総合支援法第51条の2
C	指定一般相談支援事業者 指定特定相談支援事業者	障害者総合支援法第51条の31
D	指定障害児通所支援事業者	児童福祉法第21条の5の25
E	指定障害児入所支援施設	児童福祉法第24条の19の2
F	指定障害児相談支援事業者	児童福祉法第24条の38

2 上記区分ごとに、開設する事業所が提供するサービス種別の数を事業所数として数えます。

【数え方の例】

事業所・施設	事業所の数
(居宅系サービス) 同一事業所で居宅介護・重度訪問介護・同行援護を提供する。	その事業所で提供するサービス種別をカウントする。 ⇒「B」の区分で3と数える。
(日中活動系サービス) 就労移行支援と就労継続支援B型を提供する多機能型事業所	その事業所で提供するサービス種別をカウントする。 ⇒「B」の区分で2と数える。
(相談支援事業所) 同一事業所で、地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援を提供する。	上記「区分一覧」の別によりカウントする ⇒「C」の区分で3、「F」の区分で1と数える。
(事業の根拠が複合する場合) 同一建物内において、生活介護と放課後等デイサービスのそれぞれの指定を受けサービス提供を行う。	上記「区分一覧」の別によりカウントする ⇒「B」の区分で1、「D」の区分で1と数える。
(指定障害者支援施設) 日中活動サービスとして生活介護と就労継続支援(B型)を提供	日中活動サービスの数によらず、開設する施設数をカウントする。 ⇒「B」の区分で1と数える。

※従たる事業所、出張所はカウントに含まれません。また、基準該当事業所は対象外です。